

高齢者虐待発見後の対応

1. 高齢者虐待を発見したら？

今回は、高齢者虐待を発見した場合の対応について、ご紹介したいと思えます。

高齢者虐待防止法では、養護者^(注1)又は養介護施設従事者等^(注2)による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人に、速やかに市町村に通報するよう努力する義務が課されています。さらに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、単なる努力では足りず、速やかに市町村に対して通報する義務が課されています。

なお、養護者又は養介護施設従事者等以外の者による虐待は、同法にいう「高齢者虐待」には当たらず、特に法律上の義務は生じません。しかしながら、発見者は、少なくとも親族・同居者等に対して対応を促すなど、高齢者の尊厳の維持を図るという同法の趣旨に沿った行動が望ましいといえるでしょう。

(注 1)「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者をいいます。高齢者を現に養護している方であれば、同居していなくても、また親族でなくても、「養護者」に該当します。

(注 2)「養介護施設従事者等」とは、次表のいずれかの者をいいます。

①以下の施設（養介護施設）の業務に従事する者

- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所（ショートステイ）施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - ・有料老人ホーム
-

-
- ・地域密着型介護老人福祉施設
 - ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設（いわゆる「老健」）
 - ・介護療養型医療施設
 - ・地域包括支援センター

②以下の事業（養介護事業）において業務に従事する者

- ・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所（ショートステイ）事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業
 - ・居宅サービス事業
 - ・地域密着型サービス事業
 - ・居宅介護支援事業
 - ・介護予防サービス事業
 - ・地域密着型介護予防サービス事業
 - ・介護予防支援事業
-

2. 養護者による高齢者虐待が通報された場合

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者について、発見者からの通報（又は高齢者自身による届出）があったときは、市町村は、その事実確認を行い、老人介護支援センター・地域包括支援センターその他の連携協力機関・団体と対応について協議を行います。

そして、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるようなときは、保護のための適切な措置^(注3)を講じ、又は家庭裁判所に対して成年後見開始の審判等の申立てをすることとされています。さらに、その高齢者の住居への立入調査や、警察署長に対する援助要請が行われることもあります。

また、市町村は、同時に養護者の支援も行うこととされており、養護者に対

する相談、指導及び助言その他必要な措置が講じられます。

(注3) 措置の内容として、次表のような対応がとられます。

①ヘルパー訪問を受けさせること
②老人デイサービスを利用させること
③ショートステイを利用させること
④小規模多機能型居宅介護を受けさせること
⑤グループホームへ入所させること
⑥養護老人ホーム，特別養護老人ホームへ入所させること（なお，高齢者虐待を行った養護者と高齢者との面会を制限することも可能です）
⑦養護受託者への委託

3. 養介護施設従業者等による高齢者虐待が通報された場合

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、一般の通報等の義務のほか、その養介護施設・養介護事業に従事する者による通報義務が定められています。すなわち、養介護施設従事者等が、その従事する業務において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を受けたと思われる高齢者を発見したときは、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、速やかな通報義務が課されることとなります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者について、発見者からの通報（又は高齢者自身による届出）があったときは、市町村から都道府県に報告がされ、協力体制が取られます。市町村・都道府県には、養介護施設・養介護事業者に対する様々な監督処分権限（報告徴収，立入検査，業務改善・停止措置など）が認められており、この権限を適切に行使して、虐待

の防止及び高齢者の保護が図られることとなります。

4. おわりに

高齢者虐待防止法では、発見者による通報を促し、高齢者虐待の深刻化を防止するため、さまざまな仕組みを設けています。例えば、通報者を特定するような情報は秘匿されますし、養介護施設従事者等に対し、通報を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことになっています。また、虐待についての確かな証拠がなくても、高齢者が虐待を受けたと「思われる」のであれば、通報に差し支えはないものとされています。

これまで見てきたように、行政等によるさまざまな支援が行われるためには、高齢者の周りの方が虐待のサインを早期に感じ取り、対応を行うことが必要です。一人一人が、高齢者虐待を防止する責任を自覚することが求められているのではないのでしょうか。遅くとも筆者が高齢者となる頃には、虐待がゼロになっていることを願ってやみません。